

**いく歩デイサービス近江今津**  
**地域密着型通所介護・第1号通所事業通所型サービス・通所型サービスC**  
**運営規程**

(事業目的)

第1条 株式会社ランカルが設置するいく歩デイサービス近江今津（以下「事業所」という。）において実施する地域密着型通所介護（第1号通所事業通所型サービス）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員（以下「地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所型サービス〕従業者」という。）が要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所型サービス〕を提供することが目的とする。

(運営の方針)

第2条 地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

第1号通所事業通所型サービスの提供にあたって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

第1号通所事業通所型サービスCの提供にあたって、生活機能の低下が見られる方などに訪問による生活環境の提案や運動プログラムを実践することで自らが目指す生活をイメージし、目標に向けた取り組みを行うことによりいきいきと自分らしい暮らしを続けられるようにすることや社会参加が出来るようにする生活機能の向上を図り、地域において自立した自分らしい生活を目指すものとする。

2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることを予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5. 地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所型サービス〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

6. 前5項のほか、「高島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」(平成30年2月26日公布 条例第14号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所型サービス〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないこととする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 いく歩デイサービス近江今津
  - (2) 所在地 滋賀県高島市今津町弘川1520-3
- (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員・生活相談員と兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所型サービス〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 通所介護従事者

- 生活相談員 2名
- 介護職員 8名
- 看護職員 3名(すべて機能訓練指導員と兼務)
- 機能訓練指導員4名(うち3名看護職員と兼務)

通所介護従事者は、地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所サービス〕の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所サービス〕の利用の申し込みに係る調整・他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間

9時20分～16時30分

(地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所型サービス〕の利用定員)

第7条 事業所の利用定員

18名。

(地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所型サービス〕の内容)

第8条 地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所型サービス〕の内容は、次に掲げるものうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (2) 機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎
- (5) アクティビティ(介護予防) など
- (6) 食事提供など
- (7) 入浴

(地域密着型通所介護計画及び第1号通所事業通所型サービス介護計画の作成等)

第9条 地域密着型通所介護(第1号通所事業通所型サービス)を提供する際に、利用者の心身の状況、要望及びその置かれている状況並びに家族等介護の状況を把握し、個別的に地域密着型通所介護計画(第1号通所事業通所型サービス介護計画)を作成するものとする。また、全ての居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った地域密着型通所介護計画(第1号通所事業通所型サービス介護計画)を作成するものとする。

2. 地域密着型通所介護計画(第1号通所事業通所型サービス介護計画)の作成、変更の際には、利用者又は家族に対して、当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。
3. 利用者に対して、地域密着型通所介護計画(第1号通所事業通所型サービス介護計画)に基づいて各サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(利用料)

第9条 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。)によるものとする。

2. 第1号通所事業通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理重量サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「第1号通所事業通所型サービスに要する費用の額の算定に関する基準によるものとする。

3. 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、次の額を徴収する。
  - (1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満・・・600円
  - (2) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上・・・800円

4. 飲み物（コーヒー、ジュース類等）、食事の提供に要する費用を徴収する。
5. おむつ代については、実費を徴収する。
6. その他、地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所型サービス〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
7. 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用については実費を徴収する。
8. 地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所型サービス〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
9. 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書に署名（記名押印）を受けることとする。
10. 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所型サービス〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所型サービス〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供説明書を利用者に対して交付する。
11. サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。  
前日17時までの連絡の場合キャンセル料は不要とする。  
前日17時以降にご連絡の場合700円を請求する。  
ただし3時間以上利用予定者は1000円を請求する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、高島市の一部の区域（別紙添付）とする。

（損害賠償）

- 第11条 利用者に対する地域密着型通所介護（第1号通所事業通所型サービス）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。但し、下記の事があれば責任を負いかねます。
2. 契約者（その家族、身元引受人等を含む）が契約締結の際に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
  3. 契約者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスが原因としない事由にもつぱら起因した損害が発生した場合。
  4. 契約者が、事業所もしくはサービスを提供する従業者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因した損害が発生した場合。

（衛生管理等）

第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管

理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者は地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所型サービス〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

2. 利用時間内早退は、利用者並びに、ご家族の責任において行う。
3. 地域密着型通所介護（第1号通所事業通所型サービス）における止む得ない事故については事業所は、責任を負わない。
4. 利用時間内の外出は禁止となっておりますが、止む得ない事情で外出された場合の事故については、責任を負わない。
5. 利用者の身元引き受けは、保証人とする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所型サービス〕の提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者に対する地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所型サービス〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 利用者に対する地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所型サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 1) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2) 非常災害などの発生の際にその事業が継続できるよう、当該地の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。

(苦情処理)

第16条 地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所型サービス〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、提供した地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所型サービス〕に関し、法第23条の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村から質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 事業所は、提供した地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所型サービス〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第17条 1. 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(人権擁護及び虐待防止に関する事項)

第18条 1. 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止などのため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対して研修の機会を確保します。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他人権擁護及び虐待防止のために必要な措置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2. 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、地域密着型通所介護〔第1号通所事業通所型サービス〕に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管するものとする。
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ランカルと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

平成 25 年 12 月 17 日改定

平成 27 年 5 月 1 日改定

平成 27 年 8 月 1 日改定

平成 28 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 5 月 1 日改定

平成 30 年 4 月 1 日改定

平成 31 年 4 月 1 日改定

令和元年 8 月 1 日改定

令和 3 年 1 月 1 日改定